

# 佐賀県 I C T利活用教育推進協議会規約

佐賀県教育委員会

## (目的)

第1条 佐賀県教育委員会及び市町教育委員会が、相互に連携・協力し、I C Tの利活用による教育の情報化を推進するため、佐賀県 I C T利活用教育推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設立する。

## (事業)

第2条 推進協議会の事業は、次のとおりとする。

- (1) I C T利活用による教育推進のための情報交換と施策連携に関する事業
- (2) その他推進協議会の目的を達成するために必要な事業

## (組織)

第3条 推進協議会は、会長、副会長及び会員をもって組織する。

- 2 会長は、佐賀県教育長をもって充てる。
- 3 副会長は、佐賀県市町教育長会連合会会長をもって充てる。
- 4 会員は、別表に掲げる者をもって充てる。
- 5 その他、上記以外に会長が必要と認めた者をもって会員に充てることができる。

## (会長、副会長及び会員の任期)

第4条 会長、副会長及び会員の任期は、1事業年度とする。ただし、再任を妨げない。

## (会長、副会長の職務)

第5条 会長は、推進協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会員を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議等)

第6条 推進協議会の会議は、会長が招集し、これを主催する。

- 2 会長は、必要に応じて、会員以外の者に出席を求め、意見等を聴くことができる。

## (推進チーム)

第7条 推進協議会に推進チームを置き、第2条に掲げる事業について協議・連携を行う。

- 2 推進チームの構成員は、会長が指名する者とする。
- 3 推進チームは、協議・連携した内容について推進協議会へ報告する。

## (事務局)

第8条 推進協議会の事務を処理するため、県教育委員会に事務局を置く。

## (その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

- 1 この規約は、平成23年7月20日から施行する。

## 佐賀県 I C T利活用教育推進協議会出席者名簿

(会員)

No.	所 属	職 名	氏 名	備 考
1	県教育委員会	教育長	落合 裕二	会長
2	佐賀市教育委員会	教育長	東島 正明	
3	唐津市教育委員会	教育長	栗原 宣康	
4	鳥栖市教育委員会	教育長	天野 昌明	副会長
5	多久市教育委員会	教育長	田原 優子	
6	伊万里市教育委員会	教育長	松本 定	
7	武雄市教育委員会	教育長	松尾 文雄	
8	鹿島市教育委員会	教育長	中村 和彦	
9	小城市教育委員会	教育長	大野 敬一郎	
10	嬉野市教育委員会	教育長	杉崎 士郎	
11	神埼市教育委員会	教育長	末次 利明	
12	吉野ヶ里町教育委員会	教育長	草場 浩	
13	基山町教育委員会	教育長	柴田 昌範	
14	上峰町教育委員会	教育長	野口 敏雄	
15	みやき町教育委員会	教育長	一木 徹也	
16	玄海町教育委員会	教育長	中島 安行	
17	有田町教育委員会	教育長	栗山 昇	
18	大町町教育委員会	教育長	船木 幸博	
19	江北町教育委員会	教育長	吉田 功	
20	白石町教育委員会	教育長	北村 喜久次	
21	太良町教育委員会	教育長	松尾 雅晴	
22	県教育委員会事務局	副教育長	青木 勝彦	
23	県学校教育課	課長	江口 孝之	